

平成23年12月28日
関東東北産業保安監督部東北支部

福島日石株式会社に対する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第82条第1項に基づく報告徴収について

関東東北産業保安監督部東北支部（以下「当支部」という。）は、液化石油ガス販売事業者である福島日石株式会社福島営業所に対して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査を行った結果、不適切な保安業務の委託が行われていたことを確認しました。

このため、同社に対して速やかに改善するとともに、当該委託件数及び今後の対応等について報告するよう指示しました。

1. 事実関係

当支部は、平成23年11月24日に福島日石株式会社福島営業所（福島県福島市）に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号、以下「法」いう。）第83条第1項及び第2項に基づき立入検査を行った結果、以下の法令違反の事実を確認しました。

- ・同社福島営業所において、法第27条第1項に基づき、液化石油ガスを供給している消費者に対して4年に1回以上実施することが義務づけられている定期供給設備点検及び定期消費設備調査を当該点検及び調査を行うことができない者に委託して行っていた。
- ・同社米沢営業所（山形県米沢市）において、法第27条第1項に基づき、液化石油ガスを供給している消費者に対して6ヶ月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時に実施することが義務づけられている容器交換時等供給設備点検を当該点検を行うことができない者に委託して行っていた。

2. 報告徴収の概要

当支部は、本日、同社に対して、法第82条第1項の規定に基づき、以下の事項について、平成24年1月31日までに報告するよう指示しました。

- (1) 福島営業所における定期供給設備点検及び定期消費設備調査、並びに米沢営業所における容器交換時等供給設備点検を行うことができない者に委託していた経緯及びその理由
- (2) 委託件数、実施者及び実施者の有する資格等
- (3) 法令に基づき提出のあった液化石油ガス販売事業報告の内容が事実と異なっていた理由
- (4) 福島営業所における定期供給設備点検及び定期消費設備調査票において、保安業務の実施者が事実と異なっていた理由

(5) 今後の対応及び改善状況

(本発表資料の問合せ先)

関東東北産業保安監督部東北支部 保安課

担当：戸嶋、根元、奥崎

電話：022-263-1111 (内線5032)

022-221-4959 (直通)